

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	確認規程の認定
概 要	食鳥の処理羽数が年間30万羽以下の場合は、市長に食鳥の生体の状況や食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいの内臓や体壁の内面の確認方法について確認規程を作成し、その確認規程の認定を受ければ市長の行う食鳥検査を免除されます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第29条第1項及び第2項
審査基準	確認規程の概要については次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理の形態が記載されていること（例：生体からの処理か食鳥とたいからの処理か） ・食鳥処理の羽数（年間30万羽以下であること） ・食鳥処理衛生管理者の氏名 ・生体、食鳥とたいの確認の方法 ・食鳥処理施設内での食鳥処理衛生管理者の配置 ・確認の記録責任者及び記録の保存責任者氏名 などが記載されていることが必須です。 法及び規則で定められている確認の方法等については、参考資料「食鳥-2」を参照してください。
標準処理期間	15日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	確認規程認定申請書（正・副）、確認規程及び手数料を認定を受ける大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	確認規程認定申請手数料：5,500円
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004447.html
備 考	